

第1回あんジョイプラン11（第9次安城市高齢者福祉計画・
第10期安城市介護保険事業計画）策定委員会 次第

日時：令和7年11月4日（火）
午後1時30分から3時まで（予定）
場所：安城市役所 本庁舎第10会議室

- 1 市長あいさつ
- 2 委嘱状交付
- 3 委員及び顧問の紹介
- 4 会長選出と副会長の指名
- 5 諮問
- 6 議題
 - （1）あんジョイプラン11策定の体制について
 - （2）高齢者等実態調査（アンケート調査）について
- 7 顧問講評
- 8 その他
次回開催予定
日時：令和8年3月頃に書面開催予定

あんジョイプラン１１（第９次安城市高齢者福祉計画・第１０期安
城市介護保険事業計画）策定委員会委員名簿

（任期 令和７年１１月４日から令和９年３月３１日まで）

令和７年１１月４日現在

No.	役職	氏名	所属及び役職等	選任区分 (条例第２条)
1	委員	神谷 明文	安城市社会福祉協議会会長	学識経験を有する者
2	委員	岡本 雅彦	安城市医師会会長	福祉、医療又は保健の 関係者
3	委員	大場 茂	安城市歯科医師会会長	
4	委員	服部 宏明	安城市薬剤師会会長	
5	委員	池田 真紀	安城更生病院事務部長	
6	委員	山口 久代	八千代病院事務長	
7	委員	須藤 慶己	介護老人保健施設あおみ事務長	介護サービス事業者又は 介護予防サービス事 業者を代表する者
8	委員	佐藤 健一	デイネット会長	
9	委員	竹内 稔夫	特別養護老人ホームひまわり・安城 施設長	被用者保険者を代表す る者
10	委員	阿部 哲也	アイシン健康保険組合常務理事	
11	委員	杉浦 正之	安城市民生・児童委員協議会会長	介護保険の被保険者
12	委員	野上 三香子	安城市ボランティア連絡協議会会長	
13	委員	富田 裕明	安城市老人クラブ連合会副会長(第１ 部長)	
14	委員	神谷 京三郎	安城市町内会長連絡協議会副会長	
15	委員	颯川 延枝	公募市民	
16	委員	高雲 しのぶ	公募市民	顧問
-	顧問	野口 定久	日本福祉大学名誉教授/佐久大学教授	

あんジョイプラン１１（第９次安城市高齢者福祉計画・第１０期安
城市介護保険事業計画）策定委員会事務局等名簿

令和７年１１月４日現在

No.	氏名	所属及び役職等
1	近藤 俊也	福祉部長
2	松村 誠	福祉部次長
3	稲松 隆	福祉部高齢福祉課長
4	徳田 晴美	福祉部高齢福祉課主幹
5	松井 清至	福祉部高齢福祉課高齢福祉係長
6	佐伯 景子	福祉部高齢福祉課地域支援係長兼務課長補佐
7	浅井 裕美	福祉部高齢福祉課介護審査係長
8	奥吉 克樹	福祉部高齢福祉課介護給付係長
9	別府 達彦	福祉部高齢福祉課介護保険係長
10	神谷 勇毅	福祉部高齢福祉課介護保険係
11	山田 京	福祉部高齢福祉課介護保険係

オブザーバー

No.	氏名	所属及び役職等
1	野々山 行成	安城市社会福祉協議会 くらしサポート課長
2	小林 博史	安城市社会福祉協議会 地域福祉課長

○安城市附属機関の設置に関する条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、附属機関の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 別表執行機関の欄に掲げる執行機関に、同表名称の欄に掲げる附属機関を置く。

（担任意務）

第3条 附属機関の担任する事務は、別表担任意務の欄に掲げるとおりとする。

（委員）

第4条 附属機関の委員（以下この条において「委員」という。）の定数は、別表委員定数の欄に掲げるとおりとする。

2 委員は、別表委員構成の欄に掲げる者のうちから、附属機関の属する執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 委員の任期は、別表委員任期の欄に掲げるとおりとし、再任を妨げない。委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（委任）

第5条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、当該附属機関の属する執行機関が別に定める。

別表（第2条－第4条関係）

執行機関	名称	担任意務	委員定数	委員構成	委員任期
市長	安城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会	高齢者福祉計画（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の8第1項の規定に基づく計画をいう。次項において同じ。）及び介護保険事業計画の策定に関する事項の調査審議	18人以内	学識経験を有する者 福祉、医療又は保健の関係者 介護サービス事業者又は介護予防サービス事業者を代表する者 被用者保険者を代表する者 介護保険の被保険者 その他市長が必要と認める者	審議期間

○安城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会規則

平成 26 年 1 月 24 日安城市規則第 10 号
改正 平成 27 年 8 月 3 日安城市規則第 25 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、安城市附属機関の設置に関する条例（平成 25 年安城市条例第 34 号）第 5 条の規定に基づき、安城市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じ、安城市附属機関の設置に関する条例別表に定めるその担任する事務について、意見を述べるものとする。

(会長及び副会長)

第 3 条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(顧問)

第 4 条 委員会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長は会議の議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第 6 条 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めてその説明若しくは意見を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第 7 条 委員会の庶務は、福祉部高齢福祉課において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 8 月 3 日安城市規則第 25 号）

この規則は、公布の日から施行する。